

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和6年2月8日（木）13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
真田主任安全審査官、上野管理官補佐、大島原子力規制専門員
検査グループ 核燃料施設等監視部門
百瀬主任監視指導官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 マネージャー 他1名
再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室 室長 他6名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1 工程洗浄終了後の状況に基づく性能維持施設の整理

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	今、東海再処理の面談を始めていますのでよろしくお願いします。ありがとうございます。今日は製材実績について、資料1に基づいて説明をいたします。
0:00:13	研修機構の浅井です。二つの市の説明をさせていただきます。
0:00:18	前回1月20日の面談において、あといただいたコメントについて、以下の①から⑤の通り、コメントを踏まえまして、資料の方を修正いたしましたので、それについてご説明いたします。
0:00:31	まず、①、初回申請時の性能施設の選定の経緯、現況等の記載を充実させることということで、こちらについては、製造技術に関わる系統を、資料に追加いたしました。
0:00:44	ちょっとミスター3ページをご覧ください。
0:00:50	本当にその施設に関わる系統ということを、資料に追加しております。廃止措置の計画の初回申請においては、排泄計画の、
0:01:00	認可の審査に関する考え方の専門施設に関わる記載を踏まえ、
0:01:05	対象施設河成試運転時の景気、施設定期自主検査及び緊急安全対策等の説明、進藤施設として、
0:01:15	抽出し、認可を受けました。最終、最初運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備としては、最終運転時を、
0:01:26	安全に実施するため、事業指定申請書等に記載した条件において、確実に作動すること、新設申請書等に記載した性能能力を満足することの、
0:01:38	確認が定期的に必要な設備が該当するということになります。ただし、
0:01:44	貯槽配管等の衛生的な機能を持つものについては、頻繁な保全を要しないということから検査の対象外でありました。
0:01:53	緊急安全対策等として、整備した。
0:01:57	質疑については東北地方太平洋沖地震のここにですね、経済産業省からの指示文書、緊急安全対策の実施について、及びシビアアクシデントへの、
0:02:09	対応に関するし実施について。
0:02:11	の私文書に基づきまして、新たに設置、或いは配備した設備でありまして、移動式発電機が浸水防止扉制御室の作業環境の確保のための資機材等があります。
0:02:25	この緊急安全対策等で整備した設備については、緊急的な措置に基づくものでありまして、許認可の対象ではなかったということから、
0:02:35	施設定期自主検査の対象としておりませんでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	上記の施設定期自主検査、安全対策等の衛生設備を、処理申請で、制度維持施設として選定した理由としては、廃止措置計画の初回申請の時点では、回収各可能核燃料物質が取り出されていないと。
0:02:56	いう状態でありまして、その取り出しのためには、最終運転と東洋の操作の必要が生じるということも想定されたということから、はそれが完了するまでの間、
0:03:08	施設の性能として、再処理運転時と、
0:03:11	同様の状態を維持する人があると考え、考えました。
0:03:16	総合、後者性排気の放射性廃液が集中する、HowTVFについては、想定される津波及び地震等から、両施設を守るための安全対策を講じ、
0:03:30	たとえ新たに設置した設備と、過去に緊急安全対策として整備した設備を合わせまして、高放射性廃液の蒸発乾固を防止するための、
0:03:41	安全対策設備、事故対処設備として製造技術に追加設置いたしました。ここまではこれまでの経緯ということになります。
0:03:51	今回工程洗浄の実施によりまして、回収確認、この核燃料物質の取り出しが終了いたしましたして、再処理運転を今後行う必要がなくなったということから、
0:04:02	再処理運転に関わる、安全機能については性能の維持が不要となります。
0:04:08	一方、今後の所系統除染等により、貯槽内に残留する放射性物質が低減するまでの間、せず建屋外への漏えいを防止する機能であったり、高放射性廃液を取り扱うほうTAFについては、
0:04:24	重要な安全機能、閉じ込め機能、崩壊熱除去機能と、それらの機能を防護するための機能を踏まえてチェックするがあります。
0:04:35	その他の放射性廃棄、廃棄物の処理貯蔵等を行う施設については、高放射性廃液と比較するとリスクは低いというもの。
0:04:45	処理都道の終了まで、必要な安全機能を維持していく必要があります。
0:04:50	以上が、追加した経緯になります。
0:04:55	1割以上です。
0:04:57	続いて、また次ページ戻りまして、②のコメントについて、静的機器について、代表的な貯槽等を記載することについて、
0:05:08	性能一律の対象が明確になるような記載とすることという、コメントいただきましたことについては、新設所にですね記載する代表的な除草等の考え方を、
0:05:19	示しまして、それ以外の附属設備や配管取り扱いについても、
0:05:25	記載の資料に追加いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	こちらは右下 22 ページの参考資料 2 をご覧ください。
0:05:38	後ろの方にですね、代表的な貯槽等の考え方というのを示しております。
0:05:45	最初施設では、多数の機器がございまして、機器ごとにID番号を付与して管理しております。
0:05:52	例えばアルファベットでありました機器の種類を示すものでして、槽類であればVイチームジェットであればJというような形で終わっております。
0:06:02	ただ数値部分については、主要な機器は蓋開けた、それに附属するものについては 3 桁以上の数値を付与しております。例えば大型、
0:06:11	貯層テープ移駐。
0:06:13	遊び複数する機器であって 0101 という形になっております。その 3 系統以上の附属機器に関しましては、その頭ふざけたがですねそのあとの主要機器に、
0:06:24	把握するものかということを示しております、例えば 1000cmジェットの J101 の西浦というのは貯槽V12 の中に附属するものとなっております。
0:06:35	またすぐ変えまして卵でも管理しております、数字三文字の組み合わせでですね、最終施設内で、まずどの工程のもんなのか、こういうのある、番号が振っております。
0:06:48	例えば 242 でしたら、分離精製工場の濃縮ウランの溶解工程、飛田君になっております。
0:06:56	また 11 をご覧いただければと思います。
0:07:01	こちらの文中から、V11 への整理経路を示しております、この文中のですね、早期経路の途中のですねスチームジェット。
0:07:11	ポット配管等も含めてですね、この赤点線の部分ですね、これ日中の統制の移設の範囲と、対象に含まれるものとして整備を行っております。
0:07:24	この貯槽や最終室においては、貯槽や附属配管の数が多いということから、申請書にはですね、主要機器ふざけた機器を記載することとしますが、
0:07:35	これ通知のように損益計先までのスズキも含むものとして考えております。
0:07:42	一つの使用機器に対してですね、複数の附属品が不足しているというためになっております。
0:07:48	その機器の取り扱いについてはですね、次ページ、右下 23 ページをご覧くださいいただければと思うんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:58	統制の充実、見直しに当たりまして、表 1 のようにですね、表、主要機器と附属機器を紐付けて整理をしております。
0:08:09	例えばその人の中、いちいちいちいち文中という主要機器に関しましては、周辺基金、関連設備、附属設備としては、
0:08:20	三つ、それに
0:08:22	追加しても配管が紐づいているというような形になっております。
0:08:29	今後の廃止措置の進捗に伴いまして、見直し等も考慮いたしまして、保安規定の下部要領等でですね、申請書に記載しない附属説明も合わせた形で、ウエノ施設として設備を管理したいと考えております。
0:08:47	これは参考資料 2 の内容については、戻りまして本文、あと右下 7 ページのところをご覧くださいと思います。
0:09:02	こちらですね、承認の下の下線部のところですね、このためのところに、以前の資料では機器番号札桁の重要な機器、ものということで、規制があったんですけども、一つは改めまして、
0:09:15	代表する主要なという記載に修正しております。
0:09:19	他の制度の連絡ですね。なお、1 課につきましては附属説明も含めた形で、保安規定の下部要領等で管理することというふうな記載にしております。
0:09:33	まとまりの集計は以上になります。
0:09:38	吉井越後さんのページ戻りまして、丸主幹、現在の不正の一節からの除外する設備の、
0:09:47	除外理由について、
0:09:48	の記載充実を図ることということで、これについては、右下 16 ページのですね表 6 をご覧ください。
0:10:05	登録については部長、瀬野委員施設から除外する設備ですね、について記載しております、こちらについては前回ですね除外理由について、制服記載を充実化できないかということで、
0:10:20	という箱図るということで含めてありましたので、記載の充実化をですね図っております。
0:10:26	例えば、郡司生成工場の燃料受け入れ系と木田に関しましては、の上流としては、今回は新たな使用済み燃料の受け入れを行いはないためということだったんですけども。
0:10:39	こちらの三つの異なる管理区域、ホワイトクリーンパークの扉が、同時にシダイで負圧バランスを崩さないようにするための措置であり、
0:10:50	今回設定した必要な安全協議会として、しないためということで、除外理由の充実を図っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	例えばこの食堂、不平等不良率交換機に関しましては、映像的な資料では、プール水による冷却が不要なためということだったんですけども。
0:11:11	静測りまして使用済み燃料の保管率を除去するための設備であり、下、現有の使用済み燃料は十分に冷却され、増える水により冷却不要のためということ。
0:11:24	しております。
0:11:26	その他ですね、特別精製工場の浸水防止扉等のもので、障害理由としましては、緊急安全対策等とし、対策として整備した設備であります。
0:11:37	金融課の津波対策において使用しない取り次ぎのためでありましたり、クリプトン回収技術開発施設、南武線エリアモニターに関しましては、
0:11:50	施設内での線量の異常な上昇を検知するための装置であり、クリプトンガスの管理放出を終了したことにより、異常な上昇の原因がなくなったためというような除外理由としております。
0:12:04	処分可能。
0:12:06	除外の、
0:12:07	ですね予定の具体的なその設備についてはですねこのような記載でですね、整理いたしまして、より具体的な設備については次回の面談でですねご説明いたします。
0:12:23	都丸さんのコメントは以上になります。
0:12:26	続きまして④ですね。
0:12:30	2ページ戻りまして④にあります。
0:12:33	機能解除する際の評価結果の妥当性の確認プロセスを確認することというコメントについて、評価結果の妥当性の確認についての記載を資料に追加いたしました。
0:12:46	こちらは右下9ページに記載しております。
0:12:57	7、1定期間についての下の、
0:13:01	下線部と小さい追加したところになります。
0:13:05	こちらは、保安規定等にですね、解除の妥当性の確認方法、設備内に放射性物が残留する等により、
0:13:14	改善に際し評価が必要な場合の評価方法を定め、それに従い解除妥当性を確認した上で、清野伊勢津野会長からの解除に課長前に関わる、
0:13:25	廃止措置計画の変更認可申請を行うということを追加しております。
0:13:30	こちらは、本規程等にですね解除の評価を定めるということを、周知しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:36	評価のですね、具体については、次回の面談でご説明したいと思います。
0:13:43	ご説明いたします。
0:13:47	最後のページ戻りまして、⑤ということで、廃止措置。
0:13:52	原価申請書の紙記載の適正化ということで、
0:13:56	こちらは機構内部での指摘を踏まえての修正というものになります。
0:14:01	西田 24 ページ、参考資料 3 をご覧ください。
0:14:11	与那覇の廃止措置計画の申請書のですね、性善説を示した表としてですね二つの表がございまして表 5-1 と。
0:14:22	表 6-1-1 というふうにございまして、今日この記載内容的には全部記載の内容は同じであるんですけども、標高-1 の方が、簡略版表 6-1-1 の方が詳細版という形になっておりまして、
0:14:37	重複した内容ということになっておりますので、記載の適正化ということで、また施設への廃止措置計画の新成長と合わせた形でですね、表 5-1 の内容をですね。
0:14:49	にですねショウロ 9-1-1 の詳細版、金子坂はなくすという形で記載の適正化を図りたいと考えております。
0:14:58	この表 5-1 と、表 6 の 1-1 の記載の適正化については、同じ記載がある 19 ページ、右下 19 ページ 2 ページにポンチ絵の記載もありますので、その合わせて修正しております。
0:15:15	あと、先ほどその他ですね、右下 5 ページ、ございます。
0:15:23	熱的制限値、機能名ですね。
0:15:28	一部修正しております、熱的化学的制限値等ということで維持機能を、の名称を修正しておる部分がございます。
0:15:38	あと、右下 7 ページですね、表示のところですね、こちらの方に主要な機器の交通経路の維持機能ということで、せる。
0:15:48	クロロフィルを追加しております。
0:15:54	説明としては以上になります。
0:15:56	以上でございます。
0:15:58	院長側から確認等あればお願いします。
0:16:18	衣川です。ちょっと下線が引いてあるっていうじゃないんですけど。
0:16:24	内野。
0:16:27	原発なんかちょっと必要な安全機能終了。
0:16:32	ここに、
0:16:35	(2) のところで対等で、今後、処理貯蔵に用いない設備。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:40	で、
0:16:41	あったっていうのはあるんですけど、その下も、
0:16:46	文章で貯蔵したり、所蔵継続する設備については書いてあるんですけど。
0:16:57	これ、継続すると、(2)とそのタイトルと、その中身ってちょっと、
0:17:04	矛盾してないかなっていう確認だけなんですけど。
0:17:14	原子力機構タグチです。それちょっとすいません。
0:17:20	すいませんこちらの方(2)のところは処理貯蔵。
0:17:24	用いない設備の誤りでございます失礼しました。
0:17:57	兵頭諏訪です。協議のところなんですけれども、
0:18:06	ちょっと3ページの頭のところで、
0:18:12	高放射性廃液の話を受けてくれちゃう対象緊急安全対策として整備した設備を合わせて、その性能維持施設に追加しましたと記載があるんですけど、この緊急安全対策については、
0:18:27	当初の申請でも、性能維持施設として追加されていて、それは、
0:18:34	この高放射性廃液の話が出てきてから、何かそれ。
0:18:40	位置付けが変わって、内容登録していたけれども、その位置付けを変えたっていうことなのかそれとも何か新しいこの緊急安全対策説明が追加されたのかっていうと、
0:18:54	無理やりでしようかっていうことなんですけど。
0:18:59	緊急安全対策を設定したのはまず一括すべてを、
0:19:09	お帰りのときに、
0:19:10	城野市橋さんの後、放射性廃液貯蔵場等、梶川技術開発施設の
0:19:22	蒸発乾固防止地震津波対策のときにいろいろ詳細な評価をやっていろいろな設備も追加しましたけどその時に、やはり例えばモス、
0:19:32	浸水防止扉です等緊急安全対策の時はずっとあえず、認可を受けずに、事業者として適切なレベルの、
0:19:42	性能を持ったものをしてました。
0:19:45	このPDFときは津波と地震について、設計地震動とか設計津波を作って、それを出すかどうかという評価をつけて、全体を確認しますんでその時に改めて既設のものを荷重に耐えられるかどうかという計算をやりましてそれを、
0:20:03	まとめて申請して、そういう位置付けとして改めて認可認可をちゃんとしたいただいた施設という位置付けが改めて性能維持施設としてわけです。
0:20:12	そういう形もありましてありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:20	ちょっと今回の加瀬委員の話じゃないんですけど、ちょっと表にした11ページの表1、
0:20:32	これをちょっと見てみたいなというか、それでこれを、これは何を説明しているのかもちょっともう一度教えていただきたいんですけども。
0:20:40	はい。原子力機構、田口です。表の方設備の状態ということで工程洗浄後の設備の状態でこの状況にあるということをざっくり左側の方に書いてあって放射性廃棄物の処理貯蔵を行うと。
0:20:59	というような
0:21:02	それに対して必要な機能ということで
0:21:07	貯層D、
0:21:10	亜硝酸活動を行っているということで本冊物質を系統内機器内で保持する必要があるというような形で必要性をこういった状況に対する、
0:21:23	まず必要な機能というのは、我々の方で
0:21:27	ざっくりと抽出して、それらをすいません。維持、維持基準規則等も参考にしながらこんな機能が必要になるとそれに対する状況に対して必要になると。
0:21:39	その右の欄のところでは、処理貯蔵を継続する設備、例えば定例であるとか、ガラス固化技術開発施設といったようなところにおいて、
0:21:53	必要な機能と、あとは分離精製工場等で使わなくなったって設備といったようなところでは、その必要な機能がじゃっか一異なるということからそれぞれ、
0:22:08	支援者というところで処理貯蔵を継続するところについては、考えられる安全機能というのは、基本的にすべて該当するものは維持していくと。
0:22:22	で、処理貯蔵に用いないというところについては以前にちょっと絵とで示しましたが貯層の補における放射性物質の保持機能は、
0:22:33	もう期待しないとその代わりに、セルの所の関連設備であるセルでの
0:22:44	ホシ放射性物質の放出経路の維持機能であるとか、負圧維持機能等で、放射性物質を、
0:22:51	どう閉じ込めを行うといったような、そういった整備になってございます。
0:23:00	今日、
0:23:06	池辺。
0:23:10	規制庁します。宗君と
0:23:15	例えば
0:23:16	一番上の農園をするための補助の機能の話ですけども、処理貯蔵継続する清君、消費者の関連で必要な関連設備に必要な安全機能、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:32	具体的に言うと、この、
0:23:37	処理を継続するという設備。
0:23:40	当社の関連設備で必要な安全率も、
0:23:43	不破の藤木です。そっか、今、処理貯蔵に用いない設備とその、
0:23:52	処理挙動に用いない設備とその関連設備で、
0:23:57	必要な安全機能として、本日名は見ませんよってということなんですけど、ここのその、
0:24:05	処理貯蔵に持ち合わせてる人がそのんと、
0:24:10	南港貯槽があったとして、その関連貯槽の管理設備っていうのは何かその周りの損せるとかっていうもので、ではないんですけど。はい、原子力機構タグチです。こちらの方をそういうふうに整理していて、
0:24:24	処理貯蔵に用いない設備というのは具体的に言ってしまうと、放射性物質を貯蔵しているような貯槽等、関連設備というのはその関係でありますとかそのせ、
0:24:37	設備を、が設置されているセルであるとか建屋といったところを関連設備という形で整理してございます。
0:24:46	そちらの方の考え方がちょっと今日、ご説明を省いてしまいましたが、5ページから6。
0:24:57	ページにかけて、
0:25:02	そういったところで、
0:25:09	もう
0:25:13	すいません、こちらの申請書の方にも記載してございます。
0:25:32	なんかそういうのが規制庁すいませんなんか、1回できそうな何か的なさそうな、ちょっとまだ追いついていないんですけど。
0:25:46	すいません助教の小林ですと、補足しますと、ほとんど処理貯蔵を継続する設備と、その関連設備という形で二つに分けていますけども、
0:25:57	処理超過を継続する設備というのは、いわゆる直接放射性物質を着する設備であったり、直接処理したんですよね。はい。関連設備というのは、直接通常には直接触れないんですけども、直接、
0:26:13	保持しているような数が例えば音を起こした時の、対策として多重防護って外側にある設備ですとか、あとは負圧を維持するための関係ですとかそういったような形にちょっと分けさせていただいて、
0:26:30	西武セルになると、ちょっとセル自身がいろんな機能を兼ね備えていますので、例えば遮へいという観点では、
0:26:39	ある意味直接扱う側になってくる。貯槽にはもう遮へい金を持ってないんで、その地層の中には放射性物質からの放射性を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:48	挽回を満たさないようにすると、どこにあるかっていうと合わせてやるんですけど、マサルの各社平均が必要ですよって、そういう形になってきまして、それ以外に
0:27:00	先ほど申しました、直接保持しているものから万が一漏えいした場合に、それがさらに施設の外に出ないように、第2の閉じ込めとして、整理もあるんだけどその場合はどちらかと経営の方にする。
0:27:15	放出したものを保持した上で、
0:27:18	それが
0:27:19	変なところはまってない、通常のフィルターを通して排気塔から出ていくような廃棄の経路を維持するためのある意味問題としての機能、そういったものを関節機能として、
0:27:31	例えば鶴野中による受槽が使わなくなっても、その助成をフランスの時に、万が一漏れた場合にはそういう形の維持が必要ですねっていう形で整理しているので、S、
0:27:45	8右側にあるように、表が一番いいんですが、一番のキーワード左側で直接、
0:27:55	講師というものが使っている場合は、
0:27:58	その直接して、保持している、装置そのままの閉じ込めが必要だけでも、使わなくなった十河とじ込みやない、その閉じ込めがなくなった機器。
0:28:09	放射性物質の、放出量がどこに維持してるんだっていうところは下の方にアクセルの方で、維持する必要があるんでこちらはまだ維持が必要ですねと。
0:28:20	ふうん。
0:28:49	こういう、そういう見方ですか。
0:28:54	なるほど。
0:29:21	規制庁を示すのは、何となく、何かあったようなわからないような、その保持機能で一つご説明いただくとすると、
0:29:32	1人貯蔵を継続する設備検査で調査がありまして、その関連設備っていうのは何かっていうと、短絡とか、Word整備ですとか、環境、
0:29:47	放射性物が含まれていれば、女性ももちろん保持機能もあるし、周りの変化側の工事機能がありますと、この右側に行って、放射性物なくなりました。貯層。
0:30:02	は、構築する機能は必要ありませんということの、今度の読み方をその下、外側も別に保持する機能は必要ありますっていうこと。
0:30:12	いいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:17	すいません。ちょっと建築部会議にご説明した話で、Aみたいなものをちょっとつければよかったのかもしれませんが、
0:30:27	物を持ってあるもののところについてはその槽類の、それ自体にも、貯蔵する設備自体も、閉じ込め機能は持たせますその下、槽類換気系みたいな、こういったものを、
0:30:43	貯層以外のところを関連設備というように、定義で整理していて、
0:30:50	当間使うときには当然、使用を継続する設備についてはすべて、基本的には安全機能は維持する。使わなくなった塗装工につきましては、もうその貯槽自体の保持機能というのはもう期待しませんと。はい。
0:31:06	あとはそ、そういったところでは
0:31:10	漏えいを強要すると言っでは何ですかそういった状態になりますので、米検知装置といったようなところは昨日は、
0:31:19	回収していくと、一方、やはり汚染物的な位置付けになりますので、セルの換気であるとか、
0:31:30	やはり放射性物質が残っているんで遮へいといったような機能については引き続き維持していくというところなんです。
0:31:39	写真で引いてあるところは期待も期待しないもの、動作というような形で書かせていただいているところは、従来と同じように、
0:31:49	機能維持を図るものというような
0:31:53	です。なるほど。
0:32:13	向後。
0:32:18	要はこの右側、一番右側の表で何が言いたいかっていうと、今後、処理貯蔵に用いる設備はもうもちろん、性能維持施設じゃないですよってことなんで、
0:32:30	木曾、それに関連する設備の、この主語は、
0:32:38	今後処理長に用いない設備っていうのを一つ統一してきていて、
0:32:42	その関連設備っていうの二つ交渉が出てきているように思えるんですけど、ここで説明したいのは、二つ目の管理設備の話を説明されたいってことなんですかね。
0:32:54	はい。原子力機構の田内です。処理貯蔵に持合設備に関しては
0:33:01	関連設備の方で、
0:33:04	閉じ込め等の安全機能を維持していくということがまずその通りでございます。
0:33:11	関連設備が重要。
0:33:13	半分設備が、例えばこの、
0:33:16	強化機能とか、久我辻君とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:21	この洞察で書いてあるものは、
0:33:25	見ますよと引き続きますよっていうことを、ここでは言っているっていうことですかね。現状のタグチでその通りです。思いました。
0:33:52	規制庁さんなんですけど、よろしいですか。
0:33:55	はいどうぞ。
0:33:57	ちょっと1個1個確認してきますけど。
0:34:03	まず、①。
0:34:06	①は、
0:34:10	ぜひ書いてもらいたいありがとうございます。ですけど、
0:34:15	ちょっとおさらいとして、
0:34:21	継続申請の時には
0:34:26	再処理運転時の、
0:34:29	自主検査で対象にしてたやつ。
0:34:36	入れましたと。それはなぜかっていうと、下の方に書いてるんだけど、初回の申請時点では、
0:34:45	回収可能核伝物質があって、
0:34:50	再処理運転と同様の運転の手順により浮かすかもしれないんで、
0:34:55	運転時、
0:34:57	に登録してた。
0:35:00	やつは登録しようかと。
0:35:03	なんだけど、その町村とか配管みたいのは
0:35:07	静的設備なんで、頻繁な保全とか必要としないでまあそれ外しましょうか。
0:35:12	ていう。
0:35:15	大切大切なんかに入ったんだけど、再処理運転のときと同じ行為が
0:35:22	開設の初期段階で発生するかもしれないんで。
0:35:25	再処理運転時の、に登録してたやつを性能維持施設にしようかとしたと。
0:35:33	ただ静的なものは頻繁な検査とか要らないんでまあそれいらないと。
0:35:37	定性的じゃなくて、動的だったんですかねちょっとわかんないんだけど。
0:35:42	そういう点は登録していこうかとしたと、ということが書いてあると。
0:35:48	次に、
0:35:50	緊急安全対策が指示受けたもんだから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:58	運転するんだとして、新規制対応に相当するようなものみたいな設けましたよと。ただそれはその緊急措置で許認可対象ではなかったんで、その当時は、
0:36:12	性能維持施設としては登録しなかったのかな。
0:36:17	しなかったのかなしなかった。
0:36:20	すいません。これさ、すべて入れてきました。
0:36:26	はい。取らしたわけですね。はい。はい。
0:36:29	それはしたと。
0:36:32	して、
0:36:34	従って、
0:36:38	記載たかって、当初は再処理運転時に、再処理運転時に相当するようなもの行為をしないといけないんで再処理運転時ベースで、
0:36:49	チョウソウとか配管とか静的機器除いて登録して緊急安全対策の、
0:36:56	設備も登録しましたよと。
0:36:59	だって測定機し検査の対象としてなかったってだけなんですか。
0:37:04	その次に行きまして、
0:37:07	審査を進めてって安全対策の審査化を進められて、
0:37:14	安全対策の、
0:37:17	対応蒸発乾固とかモールごろの、
0:37:21	事故対処設備みたいのもちゃんと整理できてきたんで、そういったものを明確にして性能維持施設に、
0:37:28	追加した、追加したか。
0:37:32	追加したっていうのはあれでしたっけそのほとんどが緊急安全対策で登録したものがそのまま、
0:37:44	それと同じなような気がするんだけど、緊急安全対策で1回登録して、
0:37:50	創造。
0:37:53	何ていうんですかね、蒸発乾固とかの対応必要だよねってこれは事故対処設備としようかと。
0:38:01	藤。
0:38:02	1点だったと思うんですけど。
0:38:04	その当時、緊急安全対策で登録したものを、何ていうんですかね、位置付けを単に明確化しただけで、実際性能維持施設、
0:38:13	であることには変わらないってそういうことでいいんですっけ。
0:38:16	言ってることわかりますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:18	はい。原子力機構の中林です。そのはTVFの時の話なんですけれども、その時に求められた安全対策に対して、
0:38:30	新たに追加しないといけないものは当然追加しましたと。常に、例えば
0:38:37	建屋に水を入れられないための対策として緊急安全対策で浸水防止度がありましたと。それは認可を受けてないので改めて、今回
0:38:49	新規制基準に基づく津波ですとか地震に対して耐えること等もエビデンスをつけた上で、それはT上船津対策の設備ですという位置付けとして、
0:39:03	明確にしたと。だからこそ、清野移設であることは変わっていない、その中の位置付けとあとはその認可を受けたという、そこが変わると、一方で、
0:39:16	RPVラインの場所にもいろいろ緊急安全対策を施してありますがそちらについては初回認可と同じ状況で、特に認可を受けていない状況で現在もまだそれも一説にしていると。
0:39:31	というのが今現状になってます。
0:39:35	いや。
0:39:37	だから、
0:39:38	要するにこの整理時節ちょっともう1回繰り返しますけど、
0:39:43	自分の理解は、
0:39:46	要はその廃止措置段階に入って当初はその再処理運転時の作業に相当するようなものがあるもんだからその再処理運転時の、
0:39:56	許認可の対象となっていたものが、登録しました。一部除くと、緊急安全対策のやつはとりあえず登録したと。そのあとに、
0:40:07	新規制対応的なものも審査も済んだんで、そこで必要だよねってやったやつは登録したと。
0:40:14	今回は、丹治ヒ素のその下に書いてるんだけど、再処理設備本体の運転を今後行う必要がなくなったんだけど、
0:40:25	再処理設備から最初に言うて行う場合に必要となった安全、必要と、必要であった安全機能によっては不要となると従って最初に、
0:40:34	その再処理運転、
0:40:37	うちに相当するようなことをやらないといけないかもしれないから、最初登録してたってやつがもうそういうことやらないんで、そこはもういらなくてしょっていうので探ったと。
0:40:51	ていうだけだろうかと。その緊急安全対策とか安全対策で必要だよね。として登録したものは今回の議論の対象がいて、そこは不変であると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:04	いうことかなあと思っ
0:41:07	たんです。その理解でいいですよ。
0:41:10	原子力機構田淵です。ちょっと若干話が補足させていただきます。先ほどありましたように緊急安全対策の時にはその時に必要だと思った対策等
0:41:28	いろいろやったというときで、まだ2、精製工場等にも、核燃料物質を持っていたというところがありますので、分離精製工場等の施設施設についても、浸水防止扉等を設置したというところでは、
0:41:44	右下 16 ページの方に、今回除外するといったものの例をいろいろちょっと幾つかのパターンのものをつけておりますが、
0:41:55	16 ページの中程分離精製工場にも浸水防止扉、いろいろとか止水版といったようなものを、緊急安全対策では設置しておりました。
0:42:06	ただこちらの方、平成3年ぐらいに分離精製工場を含めた施設の地震津波対策ということで申請させていただいて、
0:42:18	その際にはもう建屋の中が浸水するというような前提で評価を行っているということで、こういった紙浸水防止扉というものには期待しないと。
0:42:29	いうことを再措置計画の方で明確にしたと、いうようなことがございますので、こちらについては緊急安全対策で整備したのですが、今回性能維持施設から外したいというふうを考えております。
0:42:44	次に運転関係で使っていたものがもういらなくなったというようなものの例といたしましては右下 17 ページ。
0:42:55	頭にあります、3 にありますところほどですね、分離精製工場の抽出機といったようなところ、こちらの方ウランプルトニウムの、
0:43:05	抽出等に使う設備についている安全法系の計装等、こちらについては工程洗浄の中で、下もしかしたらそういった、
0:43:17	地域を動かす可能性があるかもしれないということで、性能維持施設に登場残したままにしていたというところがございますが工程洗浄、
0:43:28	終了したというところでこういった最初、運転に必要な設備といったようなものも、今回の見直しによって外していくということを考えております。
0:43:42	規制庁が何であれですか、もう1回復習ですけど、だから
0:43:51	今回性能維持施設の見直しどうしたんだっていう話になると、
0:43:56	当初は運転時、
0:43:58	最初に運転に相当するようなことをやるかもしれないんで最初の運転。
0:44:04	地に登録したものを考慮した等で緊急安全対策。
0:44:09	一応、設備とかもう何か登録したんでそれもやったと。
0:44:14	そのあと2園、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:18	新規制基準に相当するような審査をやって必要な設備なんですかって整理もしたと。
0:44:25	でて、穂谷どうしたかっていうと、
0:44:29	最初に説明があった通り、
0:44:32	安全対策の審査において必要なものを必要じゃないものを整理をしたんで、さっき話があった津波対策で、登録し過ぎちゃったやつ。
0:44:43	緊急安全対策で登録し過ぎちゃったやつは今、現状、これは性能維持施設として登録する必要はないと、それはそういうのを外しますと。
0:44:55	運転時に相当するような行為かと言えば何ていうかな。
0:45:02	燃料、またとかして、
0:45:06	統括的な管理するようなやつとか、液体総益して臨界する、管理するかそういうのもしないんで、
0:45:14	そういうのはいらないでしょということで、削除したと。
0:45:20	ということで良いですかね。こういう簡単だった。
0:45:25	はい原子力機構タグチです。その通りでございます。そうですか。だから多分
0:45:35	ちょっとさっきも議論があったんだけどひょっとしたらこの、
0:45:39	何だろう。
0:45:49	もう11ページのⅡ。
0:45:55	説明を何かいろいろ大きいとかあったんだけど、これはこれでいいと思うんだけど。
0:46:03	ちょっとまだその、
0:46:08	経営もやっぱり果たせないとわかんないかもしれないすよねこの、
0:46:13	製造施設として結局、
0:46:17	何を登録して何を登録しないのかっていうのはこの表に、
0:46:22	来てるんだけど、少し経営みたいのもちゃんと、もう資料としては書いてるからいいんですけど、説明しないと、何か分かんないかもしんないなと思いますので、その。
0:46:34	要は家一般的に言うと再処理運転。
0:46:40	地に必要なものを最初そういうことするかもしんないで登録したんだけど、
0:46:47	工程洗浄終わって、そういう行為が発生しないから、盗難されると、緊急安全対策時に、結構幅広い登録しちゃったんですけど、それも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:58	安全対策の中で、ちゃんと必要な設備が何なのか、っていうのを整理してましてそれにかんがみると現実合っていないとおっしゃって性能 10 施設として外す。
0:47:11	具体的にはこういう今の放射性物質の状況とか処理貯蔵状況を考えてもこういうことなんですということだと思ふ思ふんで、ちょっと経営とかも含めて説明してもらえれば。
0:47:24	わかるんじゃないかなと思いますね。
0:47:28	はい。原子力機構タグチです確かに
0:47:31	文章だけだとなかなかわかりにくいのでちょっと概念図というかポンチ絵のようなもので当初はこういうものが入ってましたこういうものを、後に追加しました今回こういったものを、
0:47:43	削除しますというのを半ば、フローフローというかブロック的なもので示すとして、そういったものを資料の方に追加したいと考えます。
0:47:54	はい、わかりました。
0:48:00	続きは①は終わって②なんですけど、これはちょっとわからなかったんですけど、①の通りって何でしたっけ。
0:48:11	何か規制庁、ちょっと私の通りだったかな。
0:48:16	02.1 で何ができたかいうと原子力機構タグチです。ちょっとすみませんこちらのコメントの方をかなりまとめて書いてしまったところがありますが、我々の方で
0:48:28	今回静的な設備、タンク等を追加するにあたって、そういった静的設備も今回性能維持施設の中に追加。
0:48:40	するつもりだけれども非常にアイテム数が多い、あと
0:48:45	崩せる配管やポットといったものも多いので主要な蓋開けた設備を、申請書の方には記載するというのを、以前の資料の方に記載してたときに、
0:48:57	その考え方について、
0:49:00	基礎説明をして欲しいというような、コメントを。
0:49:07	いただいております。
0:49:09	委員。
0:49:11	法廷あれこれ言ったら、植野さんでした。植野さんこれコメントしたのはいうエノですね。
0:49:18	これ何、これってあってるのか出されたっていう方。
0:49:22	問題意識に対応しているのかなあと思って、手話は 22 ページのところ、参考資料 2 っていうのをつけてもらって、
0:49:35	図が図があって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:38	議員の中、左下に主要機器の部分の中とあるんですけど、
0:49:44	それには、JAの101とかJAの志田文一丸井とか、
0:49:51	植野市丸さんも含めて、生乳施設にするんですっていうことが、
0:49:56	廃止措置計画の中で謳われるっていうことなので、何が性能維持施設かっているのは、範囲としては明確に謳ったというふうには考えてます。
0:50:09	はい、規制庁さん。
0:50:11	ちょっと何が性能維持施設なのかをちゃんと明確にした方がいいっていう趣旨でコメントされたことでよろしいですね。オファーです。
0:50:20	ちょっとそうですね。
0:50:21	そうなんだとすると、
0:50:25	何て言うのかな。
0:50:29	この表で1、
0:50:32	22 ページ目の表の1はこれ和田は、は廃止措置計画になるんです。載せるんですか。
0:50:38	以下、下部機構さんに聞いてます。原子力、田口です。こちら表の1の方は今回性能維持施設の方どう、中的な設備を抽出するにあたって、こういったものは、
0:50:53	対象になるというようなことのないナイーブで、機構内で整理したものでございます。
0:51:00	他、何、例えばこの一番の経理等に関してもフゾク周辺機器であるとか配管とかが非常に多いと言う事ですので、
0:51:10	こちらではその蓋開けた木である受け入れ槽といったようなものを、申請書のほうには記載をして、そこにどんなものが
0:51:20	附属するものの性能維持施設としてするという考え方については、申請書のほうに、その考え方を記載、具体の設備については、機構側で、
0:51:34	保安規定等に基づくとところで、こういったリストを管理するという事を考えてございます。
0:51:43	規制調査、ただ結論は兵頭市は申請書類ではないってことでいいですね。はい。その通りです。今のところは載せることを考えておりますよね。
0:51:52	だから、どういやなこっちの問題意識と合ってるのかなってっていう。
0:51:58	ちょっとですね何か、その性能維持施設なのかっていうのを、
0:52:04	ちゃんと明確にした方がいいんじゃないかっていうと井手へ転送の機構側としてはその何かっていうことを書き出すといっぱいありますよと。
0:52:15	ということなので、従って、
0:52:19	主要機器っていう形で、そこはエントリーをすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:26	そういうことなんだけど、そのその附属するものっていうのも当然性能維持施設としてあると。
0:52:32	それは、拝察計画上には書かないんだけど、ちょっと会規定でしっかり明記しておりますと。
0:52:43	ここでポイントは
0:52:47	使用機器に、
0:52:50	繋がるような大雪計画には登録してないんだけど、
0:52:54	開業料で、整備してきますっていうような方針。
0:53:00	それは磯計画に書かれるんでしょうか。
0:53:03	原酒機構タグチです。はい。す。そういった考え方の今回
0:53:10	の資料も、ほぼ、申請書にそのままのこういう記載をするというつもりで作った資料で、右下。
0:53:21	7ページのところの下線のなお書きのところですが、こちらの方性能維持施設の表に記載しない配管附属品等も含めて、
0:53:32	制度維持施設として、保安規定の下部要領と方で明確にする、して管理するという事は申請書のほうのにも書かせていただくつもりです。
0:53:43	で、こちらの方の要望の方については今後整備していく予定でございます。
0:53:50	はい。規制調査。
0:53:51	です。
0:53:53	こういう整理で大丈夫だ。従ってその
0:53:56	じゃ機構さんと、規制上からの認識として
0:54:01	規制庁側からその整合施設、
0:54:04	なのかってちゃんとその明確にしないといけないよねって話があって、飛行側で整理して、いや、それはわかりますよと性能維持施設として登録しないと整理したんだけど、
0:54:15	申請書としては主要な機器っていうのはしっかり登録すると、それ以外の細かいやつっていうのは、改良量マターにするって方針を書くと。
0:54:27	従って、大卒計画申請書としてはすべての制度時節が何なのかっていうわからないんだけど。
0:54:35	改良両側で細かい部分は書くという方針の方には確認してるんで後は、
0:54:42	実際に何かトラブルとかあって性能維持施設つう。
0:54:49	2、
0:54:51	性能が発揮されなかったのかどうなのかみたいのはその会要領を突き合わせて、確認していくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:59	いうことでいいんですかね。
0:55:02	そこで、皆さんの認識があれば、共用するその整備駅施設をちゃんと創造計画河成て話など須藤、性能維持施設の主要機器等、それに附属するものを全部その廃止措置計画に出さないといけないんだけど、
0:55:17	それはしなくて良いとなった。
0:55:21	ていうことでよろしいでございますでしょうか。
0:55:25	はい原子力機構の田口です。その通りです。
0:55:30	今は主要機器なものだけを書いている、例えば附属するような例えば3桁の基金みたいなもので何か異常があったときにこれが性能維持施設なのかということ問われたときに、
0:55:43	我々の方の会議、
0:55:46	の要領等を参照してこれは性能維持施設です。いえ、違いますといったことを明確にお答えできるようにするところを目指しております。
0:55:57	はい、わかりました。調査でそれは
0:56:06	インバート法案規定は変更の認可は必要など、必要なマターですが、今の保安規定でよ、読めるのか。この方針が廃止措置計画認可取れたんだとすると、保安規定を変更しないといけないのかっていうのはどっちでしょうか。
0:56:23	原子力機構タグチです。今のところですが廃止措置計画を作るための、を作成する際の、
0:56:35	保安規定に基づく要領的なものがございまして、そういったところにこういう考え方を基づいたは、記載してそこに
0:56:46	こういった管理表みたいなものをつけていくということを考えておまして特段、保安規定の方を変更するというのは今のところは考えてございませぬ。あります。
0:57:00	モモセさんもこういった大丈夫ですよこうこういう考え方で、
0:57:07	はい、大丈夫だとは思っています。
0:57:10	ただ是正、例えば法令報告とかんと判定するとき、何が性能維持施設なのかっていう議論になった時にその、
0:57:20	細かい機器みたいな会要領に定めてあってそちら側にコンタクトするってということになると思いますけど、多分大丈夫ですよ。
0:57:33	そうですね。はい。はっきり言えないですけど多分大丈夫だ。
0:57:38	わかります。はい。
0:57:40	ていう形ですか。はい。
0:57:46	次に丸さん。
0:57:50	③で、表6なんですけど、前は大体わかりましたけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	ちょっとわからなかったのか騒動。
0:58:08	例えばその、
0:58:09	右下 16 って書いてるやつですか。
0:58:14	大体わかるんですねその下も。
0:58:19	使用済み燃料の崩壊熱を除去するために設備であり、
0:58:24	原油への必要積みが十分冷却されるプール水による冷却が不要のためっていうのとか下も、
0:58:31	緊急安全されたとして整備した設備である岩城に関する対策氷結調節手当駄目って言えば、
0:58:38	わかりますと。
0:58:43	ちょっと何かその燃料受け入れ系扉。
0:58:48	のやつだけがわかんないっすね。これ
0:58:52	遠地とかだ一創造は、
0:58:57	いや、
0:58:59	これもう全部私日本語の問題としかとらえてないんだけど。
0:59:03	全部、
0:59:07	頂点の仕方として最初 200 であると、これは我々であると。
0:59:14	今、
0:59:16	いらないのでっていう書き方に、
0:59:19	なってるんだけど保管全部ですね、大体そういう感じになってると思います。例えばその、
0:59:25	17 ページ目を、
0:59:26	のやつを、日本語として最初に何々であると。今後、座礁等の運転を行わない食べて、
0:59:34	この装置は何ぞやって説明してから、今後しないのでって公募になってるんだけど、
0:59:41	きちん連合受け入れ系とベランダ家がわからないその、
0:59:46	何とかでありってのはわかるんですね何とかでありで、
0:59:50	境界設定した必要な安全機能に該当しないためっていうのが
0:59:56	日本語としてわからないっていう。
0:59:58	前回だとその燃料、さっきなんか受け入れないためとか、そういう、
1:00:05	日本語だったけどそれは削除したっていうことだったんですけども。
1:00:09	何とかで、Bのところないんだけど、今回設定した必要な安全機能に該当しないためっていうのが、日本語としてわからないんですけど、何とかならないんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:20	はい、原子力機構タグチです。すいません。確かにここの記載あまりいい記載ではないというところで、
1:00:28	趣旨としましてはこちらの方の趣旨というか設備として、扉が同時に開かないというようなインターロック外の
1:00:40	施設内と施設外の扉が、複数の扉が同時に開かないというのはインターロック。
1:00:47	というところなんですけどこういったインターロックについて、維持基準規則の方では、閉じ込めに若干該当するのかなと思いつつもこういった明確なインターロックに関する記載はないということ。
1:01:06	今回いろんな、先ほど表の方で、
1:01:13	必要な機能ということを整理しましたがこちらの方扉自体が
1:01:18	閉じ込め等に関するものですからそこに関するインターロックまで必要な機能に上げるんとする必要があるのかというところで今回不要でだと、いうことでちょっと
1:01:32	外そうといったような趣旨でございましてちょっと記載の方、工夫したいと思います。
1:01:40	規制庁山西様は、浅香飯塚インターロックはいらないでしょってそういうことですか。
1:01:46	はい。そこまでは
1:01:49	維持基準規則等の要求、関連するものはあるん閉じ込めとして関連するものはありますがここまで、そのインターロックまでは、
1:02:00	長瀬の移設をする必要がないとちょっとうちの方では考えてるっていう、かなりちょっと難しい判断が難しい設備だのでちょっとこういった、わかりにくい記載になってるところもございます。
1:02:14	これは何かやっぱそう思う。
1:02:17	歳時記編木曾県畠じゃないってことですか。理事基線基礎系にプラスアルファしたものを、
1:02:26	要するにこのインターロックが該当維持基準に適合してるかしないかっていう、維持基準。
1:02:32	インターロックは維持基準に適合するかっていう観点でいうとマストじゃないってそういうことでいいんですよね。
1:02:39	はい原子力機構タグチです。施設の負圧を維持するって負圧にせよというようなことは維持基準規則の中では書いてあると。
1:02:51	ただ他の安全系統なものについてはこういった設備を設けようというところが、記載があるものでございますがこういった扉のところに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:02	インターロックを設けるというような具体的な要件というのは書かれていないというようなところで、これに関しては、性能維持施設とする必要はないのではないかとちょっと我々の方で考えているところです。
1:03:18	2、わかります。
1:03:21	だからその何ていうか、もし多数だとすると1期生規則ちょっと見てないですけど。
1:03:28	9月にせよのどこだけ書いてればいいんですかね。
1:03:34	まず谷津伊勢宇都が書いてればいいんだとするとその、
1:03:39	負圧は維持されておりっていうのを一つタツソけばいいのかなと思ったんですけどね。
1:03:46	維持規制基準規則等の関係では何か負圧を維持されて負圧維持す、いつ当たり実施してますよと。
1:03:54	しかしながら一方で負圧、このインターロックってのは船津坂宗。
1:04:00	ささないための措置であって、これがなくなったとしても負圧は維持されてますよって維持基準との関係が問題ございませんということなんだとするとその、
1:04:12	なんか負圧維持されてますんでって、その基準を満たすようなものじゃないっていう。
1:04:21	ような日本語にしとけばいいのかなあということですね。
1:04:27	何かちょっと変えるんですねとかく除外理由のところはちょっと、そうなる。
1:04:32	かえてですね、わかりやすくしてもらえてことですか。規制庁で佐田です。はい。原子力機構タグチです記載理由のところを見直したいと思います。
1:04:44	はい。
1:04:50	あとは、
1:04:55	割合なんですけど、
1:05:04	はい。
1:05:07	右下9ページ目の、
1:05:09	下のやつで、
1:05:14	古野確認ですけど保安規定変更認可申請、保安規定の変更認可をすることによってよろしいですか。
1:05:22	原子力機構タグチです。こちらの方も、先ほどと同様に廃止措置計画を作成するときの保安規定に紐付けられた要領がございますので、
1:05:37	そちらの中で性能維持施設から除外するときにはこういう確認をすべしと、というようなことをそちらの方に入れるということを考え、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:48	ております。直接保安規定を変えることは現状考えておりません。
1:05:56	わかりました。ごめんなさい。
1:05:57	等々、すいません、規程等と書いてあるところがあると高い文章街道要領等も含めて、記載する時は等ということ
1:06:08	怪文書のおもに要領の方に入れることを考えております。
1:06:12	はい。わかります。
1:06:15	だからその、
1:06:28	なるほど。ありました。
1:06:35	下は、
1:06:37	一般公衆わけその放射線業務従事者は、
1:06:41	に対しての線量計影響評価ってのはするんでしょうか。
1:06:47	原子力機構田内です。基本的には作業員の、
1:06:57	安全ってのは
1:06:59	何か基準、すいません。基本的には一般公衆への影響を判断することを考えてございます。
1:07:09	わかります。規制庁さん、瀬谷猪爪磯野。
1:07:12	制度維持施設。
1:07:16	として登録するかしないかっていう点で、
1:07:23	東海再処理は関係ないかもしれないんだけど一般公衆と放射線業務従事者に対する、
1:07:29	影響の程度を考えた上で登録すると。
1:07:33	ていうのが、多分試験炉とかの基実発電所とかの基準とかでもあったものでだったと思いましたんでその。
1:07:41	性能維持施設として登録するかしないかの観点で、一般公衆とか放射線業務従事者みたいなものに対しての影響度合いかんがみて、必要なものは登録する必要じゃないものは登録しないというような考え方もある。
1:07:58	あると思いましたんでその性能維持施設はどういったものを登録するのか。
1:08:04	ていう定義が一般構成だけっていうことで、
1:08:09	東海再処理を定めていればいいんですけど、いっぱい放射線業務従事者への、
1:08:14	提供もかんがみて登録して参りますっていうのが定義されたんだとすると、ちょっとコンフリクトするなと思ったもんですから確認したんですけど、そこは大丈夫でしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:24	研修機構、田口です。我々の方も、一般公衆への影響を、
1:08:34	評価をするという確かに言いましたが、そもそも性能維持施設を維持する観点、を選ぶ観点では、
1:08:46	従事者の被ばく低減、あとは一般公衆の被ばく低減抑制といったようなところで従事者の方もスコープに入っております。
1:08:58	私も評価等を行う際には、従事者に対する評価が必要なところについてはそういったこともやる必要は考え、あると考えておりますが
1:09:10	先ほど申したような機器の突っ込みを解除するといったようなところは結局主排気塔から放出されるというようなところで、従事者の評価というよりは一般公衆の影響が、
1:09:25	主になるというふうに考えております。必要な例えば遮へい機能を外しても大丈夫かというようなところでしたら、
1:09:36	一般、相場の従事者の方の話も考えていく必要があると考えております。
1:09:45	規制庁佐治です。
1:09:47	どうぞ
1:09:50	お辛くこれも、何ていうんでしょうかそ解除の方法っていうのはその下、先ほどの話だと怪文書また後できっちり
1:10:01	こういうやり方でやります。
1:10:04	ていうのをこの審査の中で確定しておかなきゃいけないんだ。
1:10:09	とすると、
1:10:12	ちゃんとその確認しないといけないのかもしれないですけど。
1:10:16	解除の。
1:10:18	評価方法の例みたいのもその説明されるってことですよね。
1:10:24	いや、具体的にはその個別に判断するとその、
1:10:28	何を確認するかっていうと、解除にあたっては、こういうスキームで、
1:10:35	ひょっとして何とか課長が判断するとか、何とか状況をかんがみて、
1:10:41	共有評価して何とかしてやってきますと例としてはこういうやり方をします。
1:10:46	ていうところまでを連れ添ってあとは個別にその評価するにあたっては個別に、
1:10:54	しっかり検討していく。
1:10:56	ていう話なんですよつまりその、
1:11:00	改装の方法、受けた日をしっかり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:04	AパターンとBパターンとCパターンとDパターンであるというところまで きっちりその、
1:11:09	この会合の中で確認しないといけないものなのかどうかというのを確 認したかったですけど。
1:11:17	はい原子力機構タグチです。おっしゃる通り、解除する機能を解除する ものによってやはり評価が変わってくるというところがございます。
1:11:28	例えば崩壊熱除去機能を解除するのであればもうそれを解除しても大 丈夫かというような、発熱等の評価発熱所別の評価といったようなもの が必要になってくると。
1:11:41	いうこともあります。あたり、すべてをきっちりと、現時点で整理すること はちょっと難しいと考えております。そういったことでお示しするのは、
1:11:53	公衆への影響が大きいような放出量に関わるような、機器の補助金、 放射性物の保持機能の解除といったようなもの。
1:12:06	例ということになります。
1:12:11	はい、規制庁さん、何で結局多分その個別判断であると。
1:12:17	個別判断で、あと確認すべきや、しっかり確認をする人の確認のプロセ スみたいのは確認。
1:12:26	開校でほ拝察計画に書くんだとすると、そういったことも認可とるんだけ ど。
1:12:33	あとは個別判断だからそのスキームに則ってちゃんとやってもらって いうことを、
1:12:41	何度かだとあとは例が出せたっていう。
1:12:46	ことですかね。この、
1:12:49	この何ていうか
1:12:55	PPCPのほとんど下線引かれているところですね
1:13:03	開設計画の変更認可をすると、解除後それを確認した上でやっていき ますよっていうのはスタート申請され、申請書に書くんですか。
1:13:16	はい原子力機構だけです。9 ページのこの記載についてもこのような文 章を申請書、ほぼこのまま申請書の中にして申請する予定でござい ます。
1:13:33	いやあります規制庁はず。
1:13:34	従ってその要するに、
1:13:40	性能維持施設から座の除外すると、そういう変更認可申請をして、
1:13:46	変更認可申請をする前の段階としてこういうやり方にすると。
1:13:52	ていうこのプロセスは認可。
1:13:55	すると、プロセスとしてそれはいいですよっていうのをうちも確認して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:01	プロセスの1例、こういった形で書い確認しようとしてるのか。
1:14:07	という事例を確認するんだけど。
1:14:11	そのやり方でこのやり方っていうのはもうそのスキームにのっつてく ださいっていうことですか。我々もないんで1個1個。
1:14:22	どういうパターンの時にはどう確認してどういうパターンのトリアどうパッ クにするのかみたいのが、
1:14:30	やらないんじゃないかと思ってその認識が合ってますよね。
1:14:36	はい。原子力機構タグチです。衛藤。
1:14:40	はいそれを今回の新、
1:14:43	ものを解除するものによって、こういったもので確認が必要というのは要 領書のほう新たなもんものが、
1:14:54	でって、今までそういうものが入ってなかったっていう、上手なものが出 てきたときにはいろいろその法改定して、確認をしていくというところ です。
1:15:04	大枠のプロセスについてご確認いただく、淡路審査していただくという ことを考えております。
1:15:14	ありますけ調査。
1:15:15	妥当性あるんだとするとその、
1:15:25	何かこの日本語だところが来て、変えるように見えちゃうけどそれはい いのかなあかんだけ。
1:15:32	会計、直球で会計に変えるって保安規定の変更は不要なんだけど開示 低でやるっていうことなんだとすると、
1:15:41	どういう形で、
1:15:48	下位規定を変える必要なのか。
1:15:52	ていうのは、
1:15:54	確認してもいいかもしれないですけどね。
1:15:58	当日口頭でもこっちとして
1:16:02	結局
1:16:06	要するに我々として
1:16:09	この影響評価がいいとか悪いのかっていうのは確認しませんと。
1:16:13	ただプロセスのみは確認しましたよ。
1:16:17	やった結果として計算間違っていましたってなった時に曾田誰の席にいた んですかみたいなものなんかわかんないわけですよえそう。
1:16:29	だから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:32	なんちゅうのかな、具体的にその該当の改良所にどう記載しようとし落としてるのかとか、当社がどうも責任もどんどん下がった誰が対応しようとしてるのかとかそういうの決まってるんですか。
1:16:47	はい。ちょっとまだ検討中でございますが今
1:16:53	廃止措置計画の作成の要領みたいなものは
1:16:59	推進室の規則かなになっていると思いますんでちょっとそういったところも含めて具体化を図ってご説明して、どういったところを、
1:17:09	申請書に書かかというのにはちょっと次回以降後、ご相談させていただきたいと思います。
1:17:16	規制庁さ。
1:17:17	あります。
1:17:20	開校で、
1:17:24	仮にここの部分が須藤堀井にしても、区が具体的にどういうことをやろうとしてるんですかっていうことも来るかもしれないその時に回答できるように、
1:17:35	一言が重要なのかなと思ってですね。
1:17:40	はい、原子力機構タグチです具体化の方は、さらに進めたいと思います、そうですね。なんで多分、具体的なのはその認可取られとれないと多分でき作業できないわけですよ。おそらく形。
1:17:55	この怪文書のやつは、
1:17:58	原子力機構、田口さんは、これはもう事故、次回以降今
1:18:06	使用している設備、あとは性能維持施設として、
1:18:11	今回見直して、線路移設を申請したものを落とす話なのでちょっと次、ホッカンところをスコープにしようとして考えているので、
1:18:23	時期的にはちょっと先になるのかな、必要なのはちょっと麻生スタッフ考えてます。
1:18:31	規制庁さですけど、なのでその、
1:18:35	やりとりするにしても具体的なことは多分、ただ今後さっきの話だから、どういうことやろうとしてるんですかみたいな質問は、
1:18:45	成立すると思うんで、それに該当できるようにしとけばいいんじゃないかなと思います。はい。
1:18:53	原子力のため、準備したいと思います。はい。はい。
1:19:01	3項の、
1:19:03	⑤なんですけど。
1:19:06	あとちょっとすいません。さっきの戻っちゃう。④なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:10	本規定通らないやつは何つうのかな。
1:19:14	機構さんの例だとその下位規定のことなんですかね。
1:19:19	そこは、
1:19:21	本規程を直すかという所で道代めっちゃ読めちゃうんじゃないかと思うんだけど。
1:19:26	はい原子力機構タグチです下位文書等を直す際も今まではその保安保安規定と、
1:19:35	と明記したときは保安規定を交わします等と書いたときは下位文書の方も含めて直すん。
1:19:43	もというかもうそちらの方を直す。
1:19:46	だけを直す場合も想定して書いてあるんですがちょっと誤解を招くようであれば怪文書ということでちょっと可能性として保安規定も含めて、すいません技術機構ナカバヤシこの問題を聞きまして今佐口が説明した通り、またプロセスの部隊が煮詰まってないので
1:20:06	の段階で保安規定の変更も可能性としてあるという形で保安規定等で、保安規定及びその下位文書と、というような意味合いで使っております。
1:20:19	わかります。であればいいですよ。
1:20:22	保安規定の変更の寿司屋に入ってるっていうことであればいいと思います。はい。それは技術がどこの所管基本式の中でどこに所管は責任持っているかとかあとは先ほど申し上げましたように廃止措置計画をどういうふうに。
1:20:37	作成していくかというのは、現状きっちり決まっていますがこういった解除の考え方を新たに設けるということでその中で読め、読めて、保安規定の今の記載の中で読めてそこから新たに制定するなり或いは改定する下位文書を、
1:20:53	読み込めるような形になっていけばす結果的には下位文書の作成だけで、するのかなと思ってますがちょっと読まが苦しいなというお話、プロセスになれば、当然保安規定の方を変更していく必要があるのかなと考えてます。
1:21:16	05 なんだっけ。
1:21:34	悪いですか。
1:21:38	丹辻井と清野維持施設Ⅱがその
1:21:43	表の6-1-1っていうのが、どっちかっていうと、
1:21:51	不正なのかな、不正っていうか、
1:21:56	精々制とかちょっと細かく書いてて表の6の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:01	表の 5-1 があるんだけど、どっちが性能施設なのかなのか何かよくわかんなくなるということなんでまあ、
1:22:10	まとめたいって私もまとめた方がいいと思いますけど。ていうことはいいんですよ。ただ要するにそのどっちが性能維持施設だなんだって話。
1:22:20	なるんで、一元化したっていうことでよろしいですか。はい、原子力機構田淵です。その通りです。
1:22:29	そうですね。はい。
1:22:30	わかりました。
1:22:33	表の、これも 1 がなくなるってことですよ。今日の 5-1 はなくなって、
1:22:41	今日のこの市場中な。
1:22:47	なんだろうが表 6 で 1-1 はあるんだけど、兵頭高野 1 のところに表 5-6-1-1、同じもの入れですか。
1:22:58	はい。減少機構講師おっしゃる通り 3 茂呂費現行の表の 6-1-1 を表 5-1 に置き換えて、
1:23:07	しまうと、
1:23:09	ということです。なるほど。こんな事務が入るってことですね。
1:23:15	わかります。はい。以上です。
1:23:22	あ、すいません、25 タグチです。ちょっと放送構成数が表、現行の比表の 6-1-1 というのは
1:23:31	添付書類の僕についての表という位置付けですのでそちらの方からは表の方は削除したいと考えております。表に関しては本文の後に付ける表の 5-1 に一本化するそちらの方は、
1:23:47	現行の表 6-1-1 として詳細な表をそちらに持っていくというイメージでございます。
1:23:56	廻舛田からは、
1:23:59	兵藤 6-1-1 を表本文側に持ってくと兵庫どころの一望って、兵庫区のうちはなくなるってことですね。
1:24:07	わかりました。
1:24:12	はい。
1:24:15	それは、
1:24:20	はい、わかりました。以上です。
1:24:42	相関がありますか。
1:24:45	規制庁の島ですすみませんまた戻っ表面に戻っちゃうんですけど、一応用地の見方だけ、
1:24:52	ちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:53	確認なんですけれども。
1:24:55	さっき言ったその一番上の藤木の、
1:24:58	についてなんですけど、これについては、例えばその処理貯蔵を継続する設備に関しては、ここ二つ登場してきていて、その、
1:25:09	継続性の設備等、その管理説明させてきていて、この工場事務と二つどちらも保持機能を身が必要です。
1:25:19	と言っているもので、
1:25:21	右側に行くと、今後処理、調査しない場合については、処理貯蔵しない設備も、その関連設備も、どちらも保持機能は要りません。
1:25:32	て言ってる人ということでしょうか。
1:25:39	原子力機構、田口です。確かにちょっと
1:25:46	岡山招く評価もしなくて放射性物質の保持機能、一番上に書いてあるものについては、処理貯蔵を継続する設備。
1:25:56	富井に期待してる、貯層んの方に期待してる機能でして、関連設備にはポールその機能は期待していない。
1:26:06	なので本来はちょっと分けて、これと、その関連設備という形で整理してここだけが該当して、こんな関係なくてって政治に、
1:26:19	なるんですがちょっと先生が保持機能っていうのはない。そういうことじゃない。わかりました。できればここを
1:26:30	とりあえず四つあるんで、そこれ四つ区切っていただいて、国分です。
1:26:36	こっちですか、わかりやすいかもしれません。
1:26:45	はい、誤解を与えないあげ 15 度ですから、ちょっと表の方にですね、工夫したいと思います。わかりました。ありがとうございます。
1:26:55	例えばそういう意味で言うと、一番右側の、今後、用いない設備についてはですね、
1:27:03	その中の設備とその関連設備で、必要とする安全機能が、実は、
1:27:12	なんでしょう。
1:27:13	別々。その席今後処理に用いない設備については、安全機能、
1:27:18	要らないんだけど、市の関連設備で、については安全機能いきますよっというパターンもあるってことですかね。
1:27:27	今同じように、二つの点が出てきちゃってるんですけど。
1:27:36	そこそこ、恐る恐るすいませんまだ綺麗に整理できてないですけど、要はもう直接が基金と関連する機器があって、
1:27:48	これが使用し、こちに直接が使用しなくなったと。はい。常盤。もともと直接についての機能はごっそりがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:57	で、その関連機能はっていうと、いらぬものもあるけど、いるものもあるっていう感じで、全部が残るわけでもなく、全部が金額があるわけでもないという整理になるんです。
1:28:10	そうそうそう。そいゝ要らぬものまで斜線が引いてあつて、そういうことですね。します。写生はそうですね。MR両方セットで書いてある通り、Jかはともかく両方ともそれは不要になっている。
1:28:37	例えばですが、200 万年、菊川河田氏、佐藤放射性廃液処理貯蔵を行うという、真ん中にあつてその下にある、例えば通信連絡機能でありますけど、この通信連絡機能自体は、実際に継続している施設で、これは間接的な。
1:28:56	堤です。要は、無線機とかそういうものですから直接放射性物質に何かこう安全機能を付与しているものではないんですか。間接機能ですから使用してるときは当然必要。
1:29:08	はい。その高放射性範囲のようなリスクの高い範囲なくなれば当時、そういった緊急連絡っていうつもりなので右側バツサリ関連機能も含めて何となくっていう形になってます。
1:29:28	ちょっとここは、できれば
1:29:33	この中でも、もうちょっとこう、小異坪。
1:29:37	示していただくと。
1:29:39	間違いがなくなつて、もともとやっぱ機能、
1:29:45	改修工法の指導ではちょっとこう、こういった形での表で表現させていただいてこれ、次、これは本体の機能でそれが鍛錬機能の機能ですよ。うような、ちょっと超えたものがあるやつをちょっと申請書にするにあつて、
1:30:02	こういった表に、ちょっと整理し直したんですがちょっと
1:30:06	もうちょっと工夫したいと思います。
1:30:10	どうぞよろしくお願ひします。
1:30:12	その次のページなんですけど、
1:30:19	等の関連設備から、さらに下に、二股に分かれるところで、左側は、消費者等にかかる安全機能っていう説明になつてて、右側取り扱いに係る、
1:30:33	提起した名簿になつてるんですけど、ここは何か使い分けをされてるんですけど。
1:30:46	処理ですね、長貯蔵に係る安全機能は、これ取り扱いはいと原子力機構タグチです。左側の方。
1:30:59	は、処理貯蔵を継続するというこゝで、例えば

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:08	ガラス固化あたりを例にしますとガラス固化の溶融炉カラーの要求を、
1:31:15	容器に入れるところの、インタロク的なものであるとかそういった処理のために必要な安全機能を、は当然維持する必要がありますと。
1:31:27	で、右側の方に行きます。今の方は、もうここからになっているタンクのようなものをイメージしていただく、いただいて、
1:31:36	その時には
1:31:39	貯槽の方は汚れていますと、というような状況なので、処理とか、貯蔵に関する機能というのは不要ですがそういった汚れた放射性物質に汚染されたものを取り扱う。
1:31:53	といった安全機能は必要だと。具体で言えば、セルの換気であるとか、建屋の換気であるといったものはこの取り扱いに係る安全機能ということであるものを表現しております。
1:32:08	わかりましたありがとうございます。
1:32:27	きついと思うんですけど、昭和 44 ページについてちょっといたします。
1:32:33	この場では貯層があるんですけど、今こちらでtractつてなってるので、沖君もあれなんですけど、要求される機能としてその放射性物質の保持機能と、
1:32:46	書かれてるんですけど、ハーグなんで、何かその、
1:32:50	冷却機能等も、
1:32:53	獵期される機能としてはあるのかなと思うんですけど。
1:32:58	書き方ってのは何かあるんですか。
1:33:02	はい。原子力機構タグチです。
1:33:06	こちらの方については貯層自体の性的な機能として、貯層には保持機能が必要だというようなところで、
1:33:16	冷却に関する設備についてはすいませんこれ一番、
1:33:21	一部しか持ってきてませんがその冷却、
1:33:27	崩壊熱除去に係る関連設備になるというふうに整理していますが、そういった崩壊熱除去に係る冷却設備というのは後ろの方で、当然登場します。
1:33:41	弁当ですちょっと関連設備って言われちゃうと、最初の話が最初聞いた話がわかんなくなっちゃうんですけど。
1:33:48	22 ページで言ってるその 11 があって、例えばこれは貯層だったらその、
1:33:54	請託設備ってのはちょっとどういう体系でくっついてるのかわからないんですけど。
1:34:00	その冷却設備も含めて、関連機能になってるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:05	いやそれは独立してなってるのかによるのかなと思ったんですけど。
1:34:16	もうちょっと、ちょっと
1:34:26	えっと、
1:34:27	田淵です。崩壊熱除去というのはもう先ほどの表の中で必要な機能として挙げております。
1:34:40	放射性廃液の処理貯蔵を行うという中で、
1:34:48	じゃないや。すいません。
1:34:51	藤理事の仲間です。イメージは市長、矢作藤木。
1:35:02	で、当然構想放射性廃液を移送するルート、通常移送するルートなのでここも当然閉じ込めの範囲に入ります。保持機能が必要です。
1:35:13	ただ孔口はこの中間ですよというグルーピングします。高放射性廃液の崩壊熱除去機能は何かって言いますと、
1:35:22	ここに貯槽に代表されると同じイメージを代表される、例えば冷却器とか、冷却水ポンプ、そういったものがあってその仲村というところから冷却水が、この中のコイルがはっきり出て行きますと、それがその冷却、
1:35:38	水ポンプの関連機能という形で整理されるという形でもともとこの表の方で作ってます。ページの、
1:35:48	分け方が、
1:35:51	施設があって、どっちも。
1:35:54	そう。それに、まず克服するのが主要な機器というような階層構造になって、この機能が違うと。
1:36:02	同じ建屋のものとも違うところにちょっと大きく出てきちゃうっていう感じに整理されてます。
1:36:11	木崎さんの文章はわかりました。はい。はい。
1:36:29	町長の方ですけど、あと、こちらの担当ってことなんですけど、17ページの表6受な17ページの表の6のよ、溶解槽を、
1:36:45	溶解槽3号、
1:36:54	安全保護回路、
1:36:58	2倍するとなってるんですけど。
1:37:03	これ、溶解槽自体も、性能維持施設から除外するっていう、だから言い方おかしいのか、あとはその、
1:37:11	溶解槽が性能維持施設になってないってことなんですよ。
1:37:16	原子力をタグチです峠、現行の性能維持施設の中では映せ的那种なそういった保持機能というのは、対象にしていなくてないところがあるので、溶解槽自体を今清野伊勢そして明示されていないという状態です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:32	今回も明示しないです。はいそれからもう
1:37:37	工程洗浄終了して、今は洗浄液が入ってる状態というところなので、残金あるという状態なので、保持機能は持たないということで溶解槽自体は、
1:37:48	専務理事説明としては該当しないとしています。
1:37:54	金。そのことが 8 ページで、
1:37:58	高塚高取の性能時節から除外した設備表 6 っていうことで、
1:38:06	最初に運転工程洗浄終了に今後処理貯蔵に用いない。
1:38:12	貯槽等に係る計測制御設備と、
1:38:17	書かれてるので、感じだろうと思うわけ。
1:38:22	県の現状が、その際、今言った溶解槽は性能維持施設がそもそも登録されてませんっていうのが、
1:38:32	わかれば、そうなのかなとは思んですけど。
1:38:40	6 ページのところのコクブ 5.2 の静的な機器についてのところに、
1:38:47	だから、現状、現状、その溶解槽みたいな、
1:38:53	機器の造成的な機器の貯層の制度維持施設の登録も、登録としてはその、
1:39:00	急速設備。
1:39:02	が登録されてるんですよっていうことを書いておいてもらえると。
1:39:06	わかるかなと思ったんですけど。
1:39:09	はい、会計出向タグチです 5.2 項の記載のところをちょっと見直したいと思います。
1:39:21	当然失うことから
1:39:25	すいません宮が少し考えますがそういった設備に擬制的な設備についてる計装設備等は性能維持施設としていたというような、
1:39:36	正しい貯層自体は明示してなかったというような、出資の文章にしたいと思います。はい、お願いします。
1:40:22	こんなにありますか。
1:40:27	ちょっと 1 点が提案ですけど。
1:40:30	制度を、
1:40:33	自治施設 II、
1:40:37	の考え方は大体わかったんですけど頭に対するとして、
1:40:43	生命施設、もう少し何か素朴な問いとしてですね
1:40:48	製錬施設、もう少し合理化できないのかって言われたら、何で該当すればいいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:56	12号のロジックだと、一応こういう形で製造時に登録したんだけど、
1:41:02	現状の状況にかんがみて必要なものはもちろん外しましたと。
1:41:09	外したやつはどんどん変えて進めてきますということなので、もう合理化する要素はない。
1:41:16	という回答なのかなあと思うんですけど、一応その理解でよろしいでしょうか。
1:41:24	はい原子力機構、田口です。今回静的な、
1:41:34	閉じ込め機能みたいなものについては、放射性物質濃度の高い高放射性廃液の貯槽或いはその低放射性廃液の貯槽。
1:41:47	特段区別せずに、保持機能を有していると使い続けるものについては保持機能を有しているというような形で整理していますがそういったところを、
1:41:57	規制等を考慮しても
1:42:01	レベルでもこういった低いものは、保持機能はあえて出さないというような形での合理化は可能かなとは考えております。あとは廃止措置の進捗に伴ってくようなもん機能は、
1:42:16	解除していくということで少なくなっていくことを考えております。
1:42:22	規制庁宗です。
1:42:24	ちょっと今、
1:42:25	それでもちょっと損はその、
1:42:29	レベルの低いものは解除してもいいよねっていうロジックがあったとして、
1:42:36	まだその長小はなんていうかなそう。
1:42:41	どっちする期間って結構長いんですね。高くないんですたっけ。
1:42:45	はい。原子力機構タグチです。
1:42:49	今後の廃措置においては、低レベルの放射性廃液等取り扱う施設というのはかなり長期間使用し続けるということになります。
1:43:03	ちょっとそういったことも考えまして今回は特段放射すんという、放射性の濃度等とかはあまり考えずに、
1:43:15	保持機能を有するものとして一旦すべてを上げ、登録するというのを考えております。
1:43:27	従ってその何ていうんすかねその現状で幾つの性能施設皆を見直しましたと。
1:43:33	話を聞いた限りにおいてはもう、しっかり合理化されてると思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:40	これ以上何か合理化せいと言われてももう今日は見直すことできませんよ。
1:43:47	ていう回答なのかなと思ったんですけどそれでよ、正しいんですかね。
1:43:52	実はこういうところをちょっと微直せるんだけど、今回は手をつけなかったとか、
1:43:58	技術的にちょっと難しいと思ったんで、またやりませんでしたっていうのがまずあるんだったら聞いておきたいっていう趣旨です。
1:44:07	そのレベルが低い。
1:44:10	貯層を外すのはちょっと何か難しいかなと思ったんですけどね。
1:44:16	短期間だったからとかだったらなんかいけるかもしれないんですけど、他何かありましたけど、やっぱそういう、
1:44:23	議論になったところ、製造施設もうちょっと外せるんじゃないのっていう議論があったところなんだとしたらちょっと聞いておきたかったっていうことなんですけど。はい。原子力機構の田口ですちょっとこういったものをやっぱり入れる。
1:44:37	すべきかどうかというのでちょっと悩ましい悩んでいるというものとしては具体的話とすると製品に何かウラン製品プール製品を
1:44:51	保管している施設の静的な機能例えば
1:44:55	MOX粉末を入れているところのピットであるとか、あとウラン貯蔵入れているポットバードケージであるとかそういったものについて、
1:45:07	今回リンウェイ臨界防止機能ということでピックアップしてありますがこういったものは、静的なものだからというようなところでちょっと、
1:45:19	入れる必要がある、というところでちょっと合理化を図れるのかなと考えております。
1:45:26	今、
1:45:30	そのケースみたいでもうなんて、多分
1:45:36	不具合があるのはどういうよかったんだけど、それぐらいやっても取りかえればいだけなんですよねそういう場合やったらすぐあれですか性能維持施設としては、
1:45:46	基準満たしてないですねっていう判断になっちゃうんですが。
1:45:54	はい原子力機構タグチです。掲示等であれば
1:45:59	不具合があるものを
1:46:03	正常なものに載せ替えるといったことで対応は可能というものです。
1:46:09	あとはピットなんかも実際にはコンクリートピットみたいなところに入っているものですんで、不具合があったら補修というか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:21	あれですか実際ちょっとそういうことを、そこで不具合が起こることは考えにくいものも基準の方と照らしてこういった機能が、
1:46:31	設定すべきということでちょっと今挙げているという挙げて、検査対象、検査対象制度に施設に仕様になっているものがございます。
1:46:42	わかります。はい。
1:46:44	以上です。
1:47:02	すごくよろしいでしょうか。
1:47:05	スケジュールについてお話します。
1:47:09	野原です。ページ 25 ページ、性状示します。
1:47:18	本日は野瀬第 1 節のことを申し上げまして、継続的にこちらの方は、コメントいただきについて、回答していきたいということで、今のところは 15 日とあと 1 週間飛ばして 21 という形で打たせていただき、
1:47:37	思います。資料を準備しないというところで、向こうもお願いしたいと思います。あと、
1:47:45	本日予定していた回収可能核原料物質の取り出しに関わる資料を三井井澤の、
1:47:53	現場の作業はすべて完了して判断基準をすべて下側の日、確認ポイントにおいて今回回収可能核燃料物質はすべて、
1:48:05	取り出したことを判断基準を下回ってるという結果えています。ちょっと明日、今回の面談の資料の締め切り 2 その数値を埋め込む。ちょっと間に合わなかったので、申しわけないですが来週の方にそちらも説明させていただきたいと。
1:48:26	はい。
1:48:27	本当は持つためのキョウチ等検討助成につきましては、いただいたコメント等の見直しを的にスケジューリングをして、
1:48:40	ガラスの方は 15 日、来週ですね、こちらの方は 3 号溶融炉の知見の結果のご報告を予定しています。
1:48:51	25 日に旅館のリスクを、
1:48:58	検討状況についてご報告したいと思っています。
1:49:07	スケジュールは以上です。
1:49:10	以上です笠その他施設の火災については、15 日で、
1:49:16	火災出動先行ってということで、
1:49:20	一応今日資料、今日提示いただいたということで、はい。はい。
1:49:25	わかりました。そうすると順番に少し、ちょっとまたいずれ少しばらしてしていきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:35	で、伐採 5 ブックスー064Pのフィルターについてちょっと教えて欲しいと。
1:49:45	というようなことが、ちょっと難しいっすか。
1:50:06	その他全体については何かありますか。
1:50:19	普段よろしければ、本日の面談は以上で終了したいと思います、報告をお願いします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。